

『こども庁』創設によって縦割りを克服、Children Firstを実現する 2021年3月16日

- 児童虐待通報件数は急増し、いじめや自殺、不登校なども深刻な問題に。こうした問題に切れ目無く対処し、「子どもの権利条約」にも規定される**子ども達の権利**を守るため、行政機構の見直しが必要。
- **子どもの医療・保健・療育・福祉・教育を一元的に所管する『こども庁』**を創設。子どもを「**権利の主体**」と位置づけ、縦割り行政・多重行政をなくし、**制度分断による子どもの育ちの差異をなくす**。強い権限と総合調整機能を持たせる。
- 子どもの発達支援を拡充し、長年の待機児童問題を終わらせ、**安心して子どもを生み育てられる環境**をつくる。就学前の子どもの教育について施設類型を問わず抜本的な質の向上を進める。**すべての人が健康に活躍できる社会**を実現し、子ども・子育て関係支出の対GDP比**倍増**を目指す。

	厚労省 子ども家庭局	内閣府 子ども子育て本部 男女共同参画局	文科省 幼児教育課等	法務省	警察庁
子どもの 発達支援	保育園 医療的ケア児支援 障害児支援	認定こども園 企業主導型保育 ベビーシッター	幼稚園	少年院 矯正施設	非行防止
	乳幼児健診・予防接種 母子手帳	少子化対策 孤独・孤立対策	学校健診		
児童虐待 DV対策等	婦人保護施設 母子生活支援施設 児童相談所 児童養護施設 乳児院、里親	配偶者暴力相談 支援センター 女性センター	学校での いじめ対策	人権救済	事件化
施策	産前・産後ケア支援、小児医療・周産期医療体制の整備 成長に応じた性教育、希望に寄り添う不妊治療、CDR（チャイルド・デス・レビュー） DBS（保育・教育従事者の無犯罪証明）、ホスピス 食育、子ども食堂・子ども宅食の支援 など				

こども庁

- 所管大臣を置き、強い権限を持たせる
- 子どもに関するあらゆる課題に対して一貫性のある施策を実行するための総合調整機能を持ち、医療・保健・療育・福祉・教育・警察・司法等の縦割りを克服し推進する体制を構築する

「こども庁の5つの柱」

- 子どもの“命”を守る体制強化
- 妊娠前・妊娠期からの継続支援の充実
- 教育と保育に関わる子どもを安心して育てられる社会環境の整備
- 妊娠期から成人まで、子ども目線での切れ目のない教育と健康の実現
- 子どもの成長を社会で守る一貫した環境整備

○ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）附則

2 政府は、**成育医療等（※）の提供に関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方等について検討**を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※「成育医療等」とは、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等（同法第2条第2項）